［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（合併及び分割の認可の申請）

第五条　法第三十一条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　略］

七　試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

（溶接検査実施要領書）

第三条の十二の二　原子力規制委員会は、第三条の八第一項の申請書の提出を受けた場合には、第三条の九各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2　原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第二十八条の二第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（溶接検査合格証等）

第三条の十三　原子力規制委員会は、法第二十八条の二第一項又は第四項の検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

（施設定期検査を受ける試験研究用等原子炉の附属施設）

第三条の十四　令第十六条の原子力規制委員会規則で定める試験研究用等原子炉の附属施設は、非常用電源設備及びループ照射設備とする。

（施設定期検査の申請）

第三条の十五　法第二十九条第一項の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　試験研究用等原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）

三　検査を受けようとする試験研究用等原子炉施設の名称

四　検査を受けようとする事項及び期日

2　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（施設定期検査実施要領書）

第三条の十五の二　原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、施設定期検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（施設定期検査合格証）

第三条の十六　原子力規制委員会は、施設定期検査を行い、合格と認めたときは、施設定期検査合格証を交付する。

（合併及び分割の認可の申請）

第五条　法第三十一条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　同上］

［号を加える。］